

協会 ニュース

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-39-2
TEL 03-6915-2293 FAX 03-6915-2294
http://www.jja.or.jp/ Eメール info@jja.or.jp

平成29年 秋号

HEADLINE

◆学習塾と防災——塾生リスクに備えを！

11月5日は津波防災の日。2011年の東日本大震災で、東北地方の太平洋沿岸を襲った津波によって多くの人命が失われたことを機に制定されました。地震、津波のほか新型インフルエンザ、通塾時、弾道ミサイルまで、塾生を預かっている時の緊急事態にどう対処するのか？起きてからでは遅い・起きる前に備える、学習塾の防災について考えます。



10月9日に開催した塾の日シンポジウム2017佐賀大会

◆その他の項目

- 塾の日シンポジウム会長挨拶●安心塾バイト認証、大学はどう見る
- JJAインフォメーション 学習塾のためのコンプライアンスセミナー／全国読書作文コンクール●理事会報告●安心塾バイト認証情報●学習塾認証情報●スケジュール
- 会員消息●事務局から

塾の日、佐賀にて

平成29年10月9日

公益社団法人全国学習塾協会 会長 安藤 大作

本日は、お忙しい中を塾の日シンポジウム2017佐賀大会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、塾の日シンポジウム開催のためにご尽力いただきました皆様には、厚く感謝申し上げます。会長の安藤でございます。ひとことご挨拶を申し上げます。



本日の塾の日シンポジウムには、多くのご来賓の皆様にご臨席を賜うことができました。また、この日のために遠くからお越しいただきました受賞者の皆様と保護者様には厚く御礼申し上げます。学習塾団体としてたいへん光栄でありますとともに、学習塾が社会に対して担う責任の大きさを強く感じております。

さて、当協会が公益社団法人に移行してから、はや4年半が立とうとしています。そのとき、私ども協会は新しい2つのミッションを標榜してスタートいたしました。いままさにその真価が問われる時代が到来していることを痛感せずにはられません。

まず、1つめのミッションは「学習塾が成熟した産業としてコンプライアンスを重視した高い品質を確保すること」でございます。このことは私どもがサービス事業者である上において最も大きなテーマであると考えております。



たとえば、いま、私ども協会が積極的かつ意欲的に取り組んでいるのが、学習塾における労働環境の健全性の確保です。

近年、学習塾には比較的多くの非正規労働者がアルバイトとして従事しており、事業者は関係法令を遵守し、アルバイトについて適正な労働条件を確保することが必要とされています。

このため、協会では求職者などが安心して仕事ができる環境を整備するため、厚生労働省及び文部科学省が示した学生アルバイトの労働条件に関する共通課題をまとめた自主点検表に沿って認証基準を策

定し、安心塾バイト認証制度を運営しています。

また、去る9月29日には、経済産業省より消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について要請をいただき、直ちに正会員事業者のみなさまに対策の実施と責任ある社内体制の構築、さらに適切な措置を講じるべきことの周知徹底をお願いしております。

私ども協会がこうした機会を提供し、学習塾がコンプライアンスを重視した多様な取り組みを行うことで、講師の安心安全が守られ、人材不足が改善され、結果として生徒・保護者に対してより良質なサービスが提供できる。このような「善のスパイラル」が広がることを推し進めていこうと思っております。



2つめのミッションは「学習塾が民間の学力向上を推進する資源であること」でございます。このことは、私どもが民間教育事業者としての最大の使命であると強く自覚しているところでございます。

すでに十数年前から、いわば社会の公器として公教育との連携事業が始まり、現在では無数とっていいほど学習塾をはじめとした民間教育事業者と自治体との連携・協働が行われております。

私ども協会は社会に対して、より多くの民間教育事業者団体と連携しながら、こうした「学び」の分野でできるかぎり最大限の支援をお約束いたしたいと存じます。

これからは、従来の「知識偏重型」学力から変化し、思考力や主体性などを重視することで、未来の国際競争力を高めるべく、教育が大きく転換されようとしています。

いかに教育が変わっても、私どもは常に子どもたちに寄り添い、民間の学力向上を推進する資源であることを全ういたします。

私たちはこうした使命と責任を認識しつつ、民間教育の一翼として今後も社会のお役にたてるよう活動して参りたいと存じます。

皆さまのご指導ご鞭撻、そしてご理解ご支援のほどなにとぞよろしくお願い申し上げます。結びに、ご臨席の皆様のご多幸とご活躍を心よりご祈念申し上げます。



※塾の日シンポジウム2017佐賀大会の様子は次号お伝えする予定です。

学習塾の防災について考えよう！

11月5日は津波防災の日—。2011年の東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸を襲った津波によって多くの人命が失われたことを機に制定されました。みなさまの塾の“防災”は万全ですか？

11月5日が津波防災の日となった由来は、嘉永7年（1854年）11月5日の安政南海地震（M8.4）で和歌山県を津波が襲った際に、稲に火を付けて、暗闇の中で逃げ遅れていた人々を高台に避難させて命を救った「稲むらの火」の逸話からだそうです。

津波で甚大な被害に見舞われた東日本大震災が発生したのは2011年（平成23年）3月11日（金）午後2時46分でした。

3. 11は午後2時46分という時刻で、ほとんどの塾はまだ始まる前に起きました。生徒をお預かりしている時間だったらどうなっていたか、考えるだけで胸が潰れる思いがします。日本周辺における観測史上最大といわれる地震を経験した私たちは、後になって「想定外」という言葉で責任を逃れることはもうできません。3. 11で起きたことを教訓として、常日頃から「～かも知れない、そのために…」と、備えを万全しておく必要があります。「知行合一」という言葉がありますが、この小冊子を読んでもくださった皆様は、必ず行動に移してください。気づいたら行動する。思っただけでは何も変わりません。行動することによって知識が活かされるのですから。

これは当協会発行の「学習塾における地震等防災ハンドブック」のあとがきに綴られている文章の一節です。

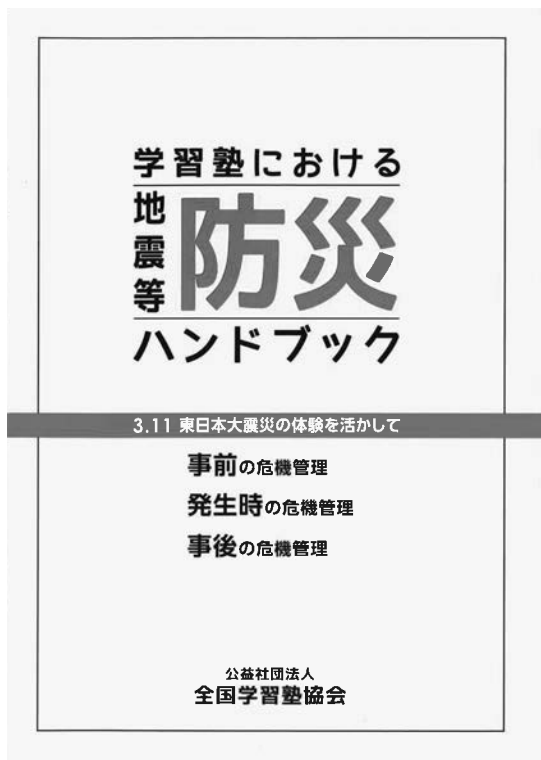
学習塾ではありませんが、教育現場で起きた2つの悲劇を記憶されている方も少なくないと思います。



その一つは、石巻市大川小学校。大川小は北上川の右岸にあり、河口から4キロ上流に位置していました。宮城県教育委員会によると大川小の児童は56人が死亡、18人が行方不明、教諭については当時、校内にいた11人のうち9人が死亡、1人が行方不明になりました。校長は震災当時、外出して不在でした。もう一つは、石巻市の私立幼稚園に通う園児5人が送迎バスに乗っていて自宅に帰る途中で津波に襲われて死亡したケースがありました。この2つの悲劇は、お預りしていた子供たちの生命を守ることができなかったことで、裁判に発展したのです。

文部科学省により平成24年3月に作成・公表された『学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き』が教育機関や施設の危機管理に果たした役割はたいへん大きなものがあります。

同マニュアルは大震災で明らかになった教訓を踏まえており、これを基に地震・津波が発生した場合の具体的な対応について参考となるような共通的な留意事項をとりまとめた



ものが、『学習塾のための地震等防災ハンドブック』（以下「ハンドブック」といいます。）です。言ってみれば、学校防災マニュアル作成の手引きの学習塾版になります。

学習塾事業者には、子どもたちの安全確保を図るため、地震など発生したときに塾職員が講じるべき措置の内容や手順を定めたマニュアルを作成が望まれています。学習塾事業者は、災害が発生したときに子どもたちの命を守ることはもちろん、避難及び保護者への引き渡しの安全確保、災害後の事業活動の再開を図ることが求められています。学習塾における地震などの災害には、

事前の危機管理

発生時の危機管理

事後の危機管理

が重要で、この3つの段階を踏まえて自塾がいまある環境の特性を理解した防災訓練の実施と、それを踏まえた改善が急務となっています。

東日本大震災からさかのぼること 16 年前の

1月17日午前5時46分に阪神淡路大震災が発生、登校や出勤前の朝方のことでした。東日本大震災における死因の9割は津波などによる水死、一方、阪神淡路大震災における死因の8割は家具倒壊等による圧死でした。津波、都市災害など襲ってくる危機は自然的環境によりさまざまです。

自塾が立地している自然的環境について十分に把握した上で、地震によって火災や津波、液状化、土砂災害などの被害が発生することも想定し、避難経路については複数の経路を設定しておく必要があります。避難経路は必ず実地見分を行うとともに、天候や交通量などによる状況の変化も考慮する必要があります。例えば、火災発生時には子どもたちだけでなく地域住民の避難により大混雑することも考えられます。

ハンドブックなどを参考に各学習塾が自塾独自の防災マニュアルを策定し、そのマニュアルに基づいた訓練を繰り返し、課題を明確にするとともに、改善・改良を図ることが大切でしょう。

「事前の危機管理」とは、安全な環境を整備し、災害の発生を未然に防ぐための事前の危機管理です。

安全な環境と言うことは容易ですが、何もしない状態では安全でないことに気がつきません。例えばキャビネットや書棚が塾生に向かって倒れてくる、揺れの直後に停電になるとともにガラスが割れて部屋側に散乱するなど、こうなることを想定して少しでも安全な環境となるよう事前の体制を整備することは可能です。また、自塾が海や川に近い場合の津波対応や山や崖に近い場合の土砂災害対応、火災の場合の避難経路など二次災害における避難シミュレーションも事前の危機管理としてできることの一つです。

事前の危機管理のフェーズで明文化したい事項としては次のようなものが挙げられます。



・地震、火災、津波などに対応した防災避難訓練

・AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する訓練

・塾生の安全確保と安否確認の方法

・塾生の引き渡しの方法

これらはマニュアル化と同時に、塾職員に対して研修や机上訓練を行うなどして意識づけることも重要です。

「発生時の危機管理」とは、災害が発生した時に適切で迅速な対処を行って、被害を最小限に抑えるための危機管理です。クライシスマネジメントという言い方もあります。

まず、初期対応として安全確保のための的確な指示・誘導を行います。また不幸にも、塾生がケガをしてしまった場合、比較的軽いケガならば応急手当が可能です。出血、骨折、やけどなど処置方法の知識や救護用品の扱い方も、一連の流れの中で復習さらしておく必要があります。

次に安否確認です。東日本大震災の時、携帯電話においては平常時の50～60倍以上の通話が一時的に集中するなど、長時間にわたり電話が非常につながりにくい状態となりました。このため、大規模災害時などには、「災害用伝言サービス」や比較的つながりやすいメールのほかインターネット経由の通信手段をとることを想定した準備をお勧めします。

「事後の危機管理」とは、危機がいったん

おさまった後、通常の事業再開を図るとともに再発の防止を図る事後の危機管理です。事後の危機管理には大別して2つあり、保護者への安否連絡、引き渡し及び待機です。次いで、余裕があれば緊急対策本部の設置ですが、いずれも事前の計画が必要です。

塾生が塾内にいる間に大きな地震が起こった場合、保護者への安否連絡が必要です。一方、通信機器の被災や回線の混乱により、塾事業者と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい場合があります。そのために代わり得る方法を事前に講じておきましょう。

また、場合によっては保護者と一切連絡が取れなかったり、帰宅途中の状況が危険であるなど、塾生を一定期間保護し続ける可能性があります。その準備も必要になります。

以上のように学習塾が防災マニュアルを作成する上で、ポイントとなる事柄を述べて参りました。これらのことは当協会の発行する塾長・塾職員用「学習塾における地震等防災ハンドブック」に書かれていますので活用いただければ幸いです。

学習塾における地震等防災ハンドブック

<http://www.jja.or.jp/pdf/hbkatsuyou.pdf>

学習塾に通う児童生徒の安全を脅かす因子は津波や地震だけではなくありません。この他に次のようなことが挙げられます。



◆新型インフルエンザ

平成 19 年 3 月 26 日の厚生労働省が「事業所・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定、同年 5 月 12 日の改正感染症法を施行したほか、同年 12 月 25 日に文部科学省が新型インフルエンザ対策に関する行動計画改定を打ち出す等、新型インフルエンザの発生と流行を想定したリスクマネジメントに取り組み始めました。

学習塾業界においても、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づいた学習塾事業者におけるガイドラインの制定が必要であるとの判断から、平成 21 年 1 月 25 日に学習塾事業者における新型インフルエンザ対策ガイドラインを制定・施行しました。ガイドラインでは、①塾生・従業員等の安全の最優先、②事業所における感染拡大の防止、③事業継続計画の策定を対策の基本方針と定め拡大のフェーズごとにまとめています。

学習塾事業者における新型インフルエンザ対策ガイドライン

<http://www.jja.or.jp/children/data/infludf>

◆結核

東京都は平成 26 年 3 月に、全国と比較して働き盛りの世代の結核患者が多く、近年、保育施設・幼稚園や学習塾等の職員が結核を発



病する事例が見られるとして、「学習塾管理者を対象とした結核対策のリーフレット」を公表しました。その中で、国内最大の結核集団感染事例となった都内学習塾における結核集団感染事例を挙げるとともに、結核の感染拡大を防ぐため、胸部エックス線検査結果の確認による早期発見や職員への啓発など職場で実施できることを明記しています。

東京都報道発表資料 [2014 年 3 月掲載]

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2014/03/20o3h700.htm>

◆通塾時の安全

通塾時における安全の確保などを内容とする学習塾に通う子どもの安全確保ガイドラインが平成 18 年 3 月 16 日に内閣府、警察庁、文部科学省、経済産業省からなる四省庁局長会議の四省庁局長会議に提出され承認を得て、公表されました。

通塾方法等の把握と安全性の確認、不審者情報の収集・提供、保護者または学習塾教職員による送迎の実施、防犯機器の活用などについての具体的方針を示しています。

とりわけ、通塾方法等の把握と安全性の確認については、「危機脱出」より「危機回避」の重要性から、子どもの通塾方法・経路に関して、安全性に問題等はないかリスクを分析するなど、可能な範囲でリスクを回避するための方策を講じることが盛り込まれるとともに、リスク回避及び防犯・交通安全の規準として、「入りやすい・見えにくい」場所が採用されました。

学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン

<http://www.jja.or.jp/children/>

◆弾道ミサイル発射関連

平成 29 年 9 月 8 日、文部科学省は全国の教育委員会ほか教育行政機関に「北朝鮮による

弾道ミサイル発射に係る対応について」次の事項の周知を行うよう通知しました。

①各学校において、当該自治体の国民保護計画を参考にしながら、校内だけでなく校外での授業も含め様々な状況を具体的に想定しつつ、地域の実情に応じた具体的な対応方策について検討し、**危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直し**を行っていくこと。

②各学校において、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の**児童生徒等の避難誘導等の安全確保の方策**について、全教職員で共通理解を図っておくこと。

③学校の設置者等は、自治体の危機管理部局や関係機関（例えば、警察、消防、自衛隊等）と連携強化を図ること。

④学校の設置者等は、自治体の危機管理部局と連携した**避難訓練を推進**すること。

学習塾現場においても、この点について児童生徒の安全確保に十分な対策が求められています。当協会では、国民保護ポータルサイトの「武力攻撃やテロなどから身を守るために」や学習塾における地震等防災ハンドブックを参考に緊急対応事態に関するガイドライン作りを進めています。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について（文部科学省）

<http://www.shidai-rengoukai.jp/information/img/290911.pdf>

安心塾バイト認証、大学はどう見る！

学習塾業界において適正なアルバイトの労働条件を確保している事業者に認証を付与する**安心塾バイト認証制度**がスタートして10ヶ月、大学側の反応は？

私大団体は好意的な受け止め

当協会では9月に日本私立大学団体連合会を訪ね、安心塾バイト認証制度の説明を行うとともに、大学への周知をお願いしました。同連合会を構成する日本私立大学協会並びに日本私立大学連盟は、適正なアルバイトの労働条件を確保している事業者に認証を付与する安心塾バイト認証と取り組みに評価を示され、サイト等で紹介していただきました。

【日本私立大学協会】

安心塾バイト認証制度の運用開始について

<https://www.shidaikyo.or.jp/apuji/news/6694.html>

公益社団法人全国学習塾協会は、学生アルバ

塾でバイトするなら

「安心塾バイト認証」が目印です!!

安心塾バイト 認証マーク

安心塾バイト認証

安心塾バイト

だから安心!

認証マークが学なら
安心塾バイト 求人

「安心塾バイト認証」の塾を選ぶ理由

「安心塾バイト認証制度」は、公益社団法人 全国学習塾協会が、学習塾業界において適正なアルバイトの労働条件を確保している事業者に認証を付与することを通じて、学習塾に安泰するアルバイトの利益の保護と、学習塾業界の健全な発展を図ることを目的としています。制定された21項目の審査基準に基づいて、公益社団法人 全国学習塾協会が審査・認証しています。たとえば…

1. 労働条件を書面交付しているか確認します! (ギャップの解消)
2. 授業以外の勤務内容を確認します! (贈答品の作成など)
3. その他、法令遵守の観点から審査します!

イトとして安心して就労できる環境を整備した事業所を認証する「安心塾バイト認証制度」を構築し、平成28年12月より運用を開始した。

近年、学習塾には比較的多くの非正規労働者がアルバイトとして従事しており、学習塾事業者は労働基準関係法令を遵守し、アルバイト等について適正な労働条件を確保することが必要とされている。

そこで同協会では、厚生労働省及び文部科学省が示す「学生アルバイトの労働条件に関する自主点検表」（平成27年12月24日）に沿って認証基準を策定。審査に合格した事業所に認定マークを付与する。「学生がアルバイトとして求職する際の選択肢として本制度をご活用いただきたい」としている。

【日本私立大学連盟】

安心塾バイト認証制度がスタート

http://www.shidairen.or.jp/blog/info_c/others_c/2017/09/14/21401

平成28年12月26日、公益社団法人全国学習塾協会は、厚生労働省および文部科学省が示した学生アルバイトの労働条件に関する共通課題をまとめた自主点検表(平成27年12月24日)に沿う形で「安心塾バイト認証基準」を公表し、「安心塾バイト認証制度」をスタートさせた。

近年、学習塾には比較的多くの非正規労働者がアルバイトとして従事しており、学習塾事業者は労働基準関係法令を遵守し、アルバイト等について適正な労働条件を確保することが必要となったことが背景にある。

安心塾バイト認証を取得した事業所には、認証マークが入った認証登録証が発行される。認証取得事業所は、同協会のホームページで順次公表される。学生がアルバイト先を選定する際の目安として活用してほしいとしている。

一方、大学の学生部は…？

求人サイト大手の「an」（アルバイトニュース）で連載中の「バイトスクープ」2017.10.17に安心塾バイト認証制度が紹介されました。以下、その記事の一部を引用いたします。

学生にできる対策・相談方法とは？ 大学生のためのブラックバイト対処法

■早稲田大学から出版！『ブラックバイト対処マニュアル』

ブラックバイトに悩んだとき、大学は助けてくれないの？という依頼者の疑問に答えるため、早稲田大学の学生部に話を聞きました。早稲田大学では『ブラックバイト対処マニュアル』という小冊子を出版しています。ブラックバイト・チェックシートやトラブル別の対処マニュアル、巻末には相談窓口がまとめられていて、早稲田大学生協ほか、一部大型書店で取り扱われています（税抜500円）。『ブラックバイト対処マニュアル』出版の経緯、ブラックバイトへの対処法について、早稲田大学学生部の関口さんにお話をうかがいました。

——『ブラックバイト対処マニュアル』はどういうきっかけで作成されたのですか？

「2015年に早稲田大学出版部から、社会問題



となっているブラックバイトについて大学として学生のためになるものをつくりたい、という相談を受けたのがきっかけです。当時早稲田大学で労働法を教えていらしかった石田眞先生と竹内寿先生を中心にそのゼミの学生が協力して企画・出版しました。2016年以降入学した新生に無料配布しています」

——新生に『ブラックバイト対処マニュアル』を配布するのには何か理由があるのですか？

「ブラックバイトから学生を守りたいという意味からです。知識さえ持っていれば防げる問題もたくさんあります。高校生のときにバイトを経験している学生もいるとは思いますが、より本格的にバイトを始める中で、はたらくことに関する知識の重要性を知っておいてほしいと思っています」

——出版後、学生部にブラックバイトに関する相談は寄せられましたか？

「新生から数件の相談がありました。相談を受けていて感じたのは、バイトだから法律なんか関係ないと思っている、労働法の知識が少ない学生が多いことです。学生部で相談に乗ることもありますが、学内のよろず相談室である『学生相談室』なども紹介しています。ブラックバイトで悩んでいるときに誰かに相談することはとても勇気がいることなので、しっかり相談には乗りたいです」

——『ブラックバイト対処マニュアル』のブラックバイト・チェックシートを行って見ましたが、チェック項目が細かくてわかりやすいなと思いました。

「ブラックバイトなんて関係がないと思って

いる人も、自分のはたらきかたを見直してみるいい機会になると思います。チェックシートは17項目あり、自分のチェックがついたところを詳しく確認することができます」

■バイトも労働契約

——実際にブラックバイトについて相談する、話すとなると勇気がいりますよね。

「そうですね。バイトもひとつのコミュニティで、人間関係が生まれます。人間関係がぎくしゃくしてしまっただけで、はたらきにくくなることを心配する気持ちはわかります。ですが、バイトであっても、れっきとした労働契約です。法律によってきちんと権利が認められています。学生の皆さんは、バイトにおける労働条件の知識を持つべきだと思います。たとえば「労働条件通知書」というものがあるのですが、これは法律によって労働者への交付が義務付けられています（※）。バイトの場合は、契約であるという意識を学生の皆さんに持ってもらいたいですね」

——学習塾ではブラックバイトを解決するために『安心塾バイト認証制度』という取り組みがありますが、そういった取り組みに対してどう思われますか？

「とても良い取り組みだと思います。早稲田大学学生部でも、塾講師や家庭教師のバイトの紹介を行っていますので、その際に『安心塾バイト』に認定されている塾があると、こちらからも紹介しやすいです」

バイトスコープ 学生にできる対策・相談方法とは？ 大学生のためのブラックバイト対処法 <https://weban.jp/contents/guide/scoop/018.html>

JJAインフォメーション



学習塾のための法令順守セミナー 11月26日開催！労働 関係法令を守って安全経営を！DVD受講もできます

近年、学習塾には比較的多くの非正規労働者がアルバイトとして従事しており、塾事業者は労働基準関係法令を遵守し、学生アルバイトについて適正な労働条件を確保することが必要とされています。一方、学生アルバイトからすれば、勤務する事業者が労働契約の締結の際の労働条件の明示、休憩時間の付与等に関する十分な情報提供や勤務シフトの設定に関する配慮を行っていることは、事業者を選択するにあたり非常に重要な要素になっています。いま、ブラックと間違われぬように知っているようで知らない学生アルバイトに関するコンプライアンスについてお話しします。

今年のテーマは、「学生アルバイトの労務管理」です。

●日時 平成29年11月26日（日）

13:30～16:20

●会場 サニー貸会議室

東京都千代田区内神田3-4-11 サニー南神田ビル TEL 03-5207-5300 [JR線神田駅西口より徒歩2分]

講師 社会保険労務士 関根 章 氏

次の2つのコースからお選びください。

a. 学習塾上級法務管理者資格取得コース

※このコースはセミナー終了後、理解度確認テスト（30分間）を受験していただきます。資格取得には理解度確認テストの合格が必要です。

b. 学習塾コンプライアンススキル修得コース



昨年のセミナーの様子

そして、学習塾運営担当者としての次なるミッションを再確認し、それぞれの持ち場でリスタートを図ってください。

a. 学習塾上級法務管理者資格取得コース

学習塾上級法務管理者とは、学習塾事業者または従業者で、消費者の適切な保護のための法律その他必要とされる知識・技能を取得し、学習塾の運営において実践しようとする者として公益社団法人全国学習塾協会によって認定された者です。

「学習塾（上級）法務管理者」の名称は、例えば次のような場合等に使用することができます。（名称は個人名に対して冠してください。）

- ・事業所受付 ・名刺 ・社員証
- ・パンフレット ・履歴書 ・職務経歴書

講習後、簡単な確認テストを行ないます。受講された方には「平成29年度学習塾上級法務管理者講習修了証」を交付し、さらに確認テストの基準点に達した方を学習塾上級法務管

理者に認定して「学習塾上級法務管理者認定証」を付与いたします。資格の有効期限は 2 カ年で、更新が可能です。詳しくは当協会サイト〈学習塾法務管理者制度〉をご覧ください。

b. 学習塾コンプライアンススキル修得コース

学習塾法務管理者の認定を対象としない、コンプライアンスを実践するスキルを修得するための講習です。受講された方には「平成 27 年度学習塾コンプライアンススキル修得講習修了証」を交付いたします。

◆定員：会場受講は定員がございますので、定員になり次第締め切らせていただきます。

◆申込方法：お申し込みは、別紙の受講申込書に所定事項をご記入いただき、下記まで FAX してください。

【FAX 送付先】 03-6915-2294

◆申込締切：各会場とも実施日の 15 日前まで

◆受講料（テキスト、受験料等含む）

・ a コース 一般 25,000 円 正会員 18,000 円

・ b コース 一般 15,000 円 正会員 10,000 円

◆納入方法：実施日の 5 日前までに下記の銀行口座にお振り込みください。

■三菱東京UFJ銀行本店 普通 7642072
公益社団法人全国学習塾協会

【会場で直接受講せずにDVDを購入して自宅などで受講する場合】

◆申込方法：お申し込みは、別紙の受講申込書に所定事項をご記入いただき、下記まで FAX してください。

受講申込書の受講方法の欄は、DVD 受講にチェックしてください。

◆受講料（テキスト、受験料等含む）

・ a コース 一般 25,000 円 正会員 18,000 円
・ b コース 一般 15,000 円 正会員 10,000 円

※ a コースの方は資格取得後、資格維持のためスクーリング、更新が必要になります。

スクーリング、更新につきましては下記サイトにてご確認ください。

<http://www.jja.or.jp/law/gaiyou.pdf>

◆納入方法：受講申込書をご提出後 1 週間以内に下記の銀行口座にお振り込みください。

■三菱東京UFJ銀行本店 普通 7642072
公益社団法人全国学習塾協会

◆DVD 受講の手順

[受講者→協会] 受講申込 12 月 8 日(金) 締切
/ 受講料納入 12 月 15 日(金) 締切

[協会→受講者] 本年度講習 DVD・テキスト
・ テスト送付 12 月 22 日(金) 発送

[受講者→協会] 提出課題の必着 平成 30 年 2 月 9 日(金) 締切

JJA ご入会のご案内

全国学習塾協会（略称「JJA」）は、民間教育を担う団体・個人に関する支援及び能力開発、調査研究、地域社会に対する貢献の推進等を行うことによって児童及び青少年等の学力養成の推進に寄与し、より良い社会の形成を推進することを目的として設立された公益社団法人です。

公益社団法人全国学習塾協会には、どなたでも入会できます。

会員は、正会員・準会員・賛助会員からなっています。

■**正会員** 小学校、中学校、高等学校などに通う児童、生徒、学生を対象とし、学力と学ぶ力の向上を指導する民間の非公式教育機関を営む法人及び個人であればどなたでも会員になることができます。正会員は総会での議決権を持ちます。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに優先的に参加することができます。

協会 web サイトと正会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に正会員一覧を掲載します。

正会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

■**準会員** 学習塾事業者に従事する個人、協会の目的と活動に賛同する教育事業に従事する個人または従事した経験のある個人であればどなたでも会員になることができます。総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。準会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

■**賛助会員** 協会の目的と活動に賛同してその事業にご支援くださる法人・団体・個人で、総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

協会 web サイトと賛助会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に賛助会員一覧を掲載します。

賛助会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

会費は次の通りです。

入会金	(1)正会員		30,000円	
	(2)準会員		10,000円	
	(3)賛助会員	法人		50,000円
		学校法人		30,000円
		団体		50,000円
個人			10,000円	
年会費	(1)正会員 1口	塾生数1000名未満	36,000円	
		塾生数1000名以上	60,000円	
		3000名未満		
		塾生数3000名以上	120,000円	
	(2)準会員 1口		12,000円	
	(3)賛助会員 1口	法人		50,000円
		学校法人		36,000円
		団体		50,000円
		個人		12,000円

毎年4月から翌年3月までが一年度になります。

会費について、正会員の方は、会費を3月と9月の年2回に分け、金融機関から預金口座振替により納入いただきます。

準会員・賛助会員の方は、年度初めに当協会の銀行口座にお振り込みいただきます。

入会初年度の会費は、入会月からの月割りで計算いたします。

入会をお考えの方、協会の活動概要などをお知りになりたい方は協会事務局まで遠慮なくご連絡ください。資料をお送り申し上げます。

また、入会申込書は協会 web サイトから入手することもできます。

公益社団法人全国学習塾協会 事務局
〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-2
TEL03-6915-2293 FAX03-6915-2294